

仕 様 書

下関市保健部地域医療課

1 業務名称

令和8年度自動体外式除細動器（AED）屋外用保管箱設置業務

2 目的

AED設置施設の閉館時間帯においても、24時間いつでも、AEDが使用できるよう屋外保管が可能なAED屋外用保管箱の設置業務を委託するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

4 委託業務内容

設置物品の納入から指定された箇所への設置及び固定並びに設置物品の取扱い説明を行うこととする。

5 設置物品

自動体外式除細動器（AED）屋外用保管箱 13台（本体及び付属品）のうち、自立式7台、壁掛式6台

※開閉時警告ブザー用電池、固定に係る必要物品等含む

6 設置場所

別紙「令和8年度AED屋外用保管箱設置施設一覧」のとおり。

※固定場所については、市の担当者及び設置施設の指示に従うこと。

7 設置物品の仕様

(1) 自立式は、ボックス及びスタンド等から構成される一体型とし、自立総高

1, 200mm以下、ボックス部分が高さ600mm以下、幅550mm以下、奥行350mm以下とし、質量を45kg以下とすること。

(2) 壁掛式は、ボックス部分が高さ600mm以下、幅550mm以下、奥行350mm以下とし、質量を20kg以下とすること。

(3) 各保管箱は、AEDを収納時に十分な耐荷重性能を有すること。また、AEDが格納可能な大きさであること。

(4) 仕上げ塗装は、防錆下地処理とすること。

(5) 扉閉時、収納したAEDのバッテリーインジケータが外部から視認できる構造とすること。

(6) 屋外設置に適した耐久性・耐候性を有した構造とし、下記のとおりとする。

ア 低温時（2晩続けて外気温が概ね -5°C ）及び高温時（外気温が 41°C 未満かつ日中の最高日射量が $3.31\text{MJ}/\text{m}^2$ 未満）の場合においても、保管庫内の温度が 0°C 以上 50°C 以下を保てること。なお、温度管理は保管箱の機能のみで行うことができ、電源レスであること。

イ 防水防塵性能は、IP55級以上とする。

(7) 保管箱は、開閉扉を設けるとともに、開扉時に警告ブザーが鳴動、扉閉時に警告ブザーが停止すること。なお、警告ブザーの音量は100dB以上とし、鳴動に係る電源は電池とする。

8 設置時の注意点

- (1) 固定方法は、床面または壁面にアンカーボルト等で固定とし、移設可能とすること。
- (2) 設置にあたっては、市の担当者の指示に従い養生等を行うなどして十分配慮し、受託者の責任において完全に使用できる状態に設置すること。
- (3) 設置前後に、市の担当者及び受託者双方立会いのもとに検品及び完成検査を行うこと。
- (4) 検品、または完成検査時に、仕様書及び市の担当者が指示したとおりでない場合は、別途検品、または完成検査が実施できるよう受託者側が対応すること。
- (5) 設置場所への運搬及び搬入、設置等の費用は受託者の負担とすること。
(委託料に含む)
- (6) 設置後に設置施設職員に対して、取扱い説明を行うこと。(本委託料に含む)

9 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、市の担当者と必要に応じて打合せを行い、十分な協力と確認のもと進めなければならない。
- (2) 打合わせ等の出席に係る交通費等の一切の経費及び資料作成に係る一切の経費、各種申請及び申出に必要となる費用は、本委託料に含むものとする。
- (3) 本仕様書において、記載されていない事項又は業務上疑義が生じた場合、市と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。